

健康保険証と マイナンバーカードの一体化について

国の法改正に伴い、令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することになります。



マイナ保険証とは

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように登録したマイナンバーカードのことです。

八頭町国民健康保険では

今年の保険証の年次更新について

例年通り令和6年7月下旬に令和7年7月31日を有効期限とする被保険者証を世帯主宛に送付いたしますので、令和6年12月2日以降も有効期限までは被保険者証を使用していただくことが可能です。

※廃止の時点ですでに発行されている健康保険証は、経過措置により、廃止日から最長1年間は引き続き使用できます。ただし、経過措置の期間内に健康保険証に記載の有効期限が到来する場合は、その有効期限まで使用が可能です。
※70歳になり高齢受給者証資格を取得される等の理由で有効期限が令和7年7月31日以前の日付となる場合があります。

マイナ保険証へ 移行予定

被保険者証の有効期限が切れた後について

マイナ保険証をお持ちの場合

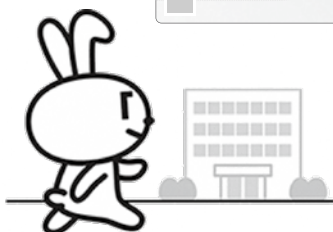
マイナ保険証をご利用ください。なお、マイナ保険証を利用される方には被保険者資格を簡易的に把握できるように、「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

マイナ保険証をお持ちでない場合

お使いの被保険者証の有効期限が切れる前に、従来の被保険者証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。現在の被保険者証と同様に医療機関で、ご利用が可能です。

今後の予定

令和6年7月下旬
被保険者証を送付（年次更新）
令和6年12月2日
被保険者証の新規発行停止



マイナ保険証について もっと知りたい場合は

厚生労働省ウェブサイト（マイナンバーカードの健康保険証利用について）に詳細が記載されていますので参考にご覧ください。

※現行の健康保険証廃止までの予定はご加入の健康保険組合等によって異なります。詳細につきましてはご加入の健康保険組合等へご確認ください。
※上記内容は4月1日時点での情報ですので、今後変更となる場合があります。



マイナ保険証を登録するには

マイナンバーカードをお持ちの場合

スマートフォンやパソコン等を使用してマイナポータルから利用申込みをお願いします。

※マイナポータルは、スマートフォンやパソコン等で利用できる行政手続のオンライン窓口アプリです。

スマートフォンやパソコン等での申し込みが難しい場合は、役場の窓口で登録のお手伝いをいたしますのでマイナンバーカードを役場窓口までお持ちください。

※マイナ保険証の登録には利用者証明用電子証明書が必要です。

新しくマイナンバーカードを作る場合

交付申請書をお持ちの方は写真を添付しての郵送申請やQRコードを読み取ってスマートフォン等からのオンライン申請が可能です。

役場の窓口でも交付申請書の発行、写真撮影も含めて無料で申請手続きをさせていただきます。（申請の際は運転免許証や保険証等の本人確認書類をお持ちください）

※申請からカードが出来上がるまでには1か月ほどの期間がかかります。

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードのことです。

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

マイナンバーカードの有効期限

◎カードの有効期限は10年（未成年は5年）、電子証明書の有効期限は5年です

有効期限の2〜3か月前を目途に有効期限通知書が送付されますので、同封のパンフレットをお読みいただき更新の手続きをお願いします。

◎有効期限切れのカードをお持ちの場合

マイナンバーカードの更新に係る手数料は無料ですので、カードと本人確認書類をお持ちのうえ、役場窓口までお越しください。

マイナンバーカードを紛失した時は

◎カードの一時停止手続

マイナンバーカード機能停止の手続きが必要になりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178※音声ガイダンス2番）へご連絡ください。

◎警察への届出

お近くの警察署で遺失届を出していただき、遺失届受理番号を控えてください。

◎役場での再申請

マイナンバーカードの再交付を希望される方は本人確認書類を役場窓口にお持ちいただき、再交付申請をお願いします。

※紛失や破損による再交付の場合は手数料がかかります。

その他マイナンバーカードについて詳しく知りたい場合は

地方公共団体情報システム機構（マイナンバーカード総合サイト）にも詳細が記載されていますので参考にご覧ください。

問い合わせ

町民課 76-0211

令和5年12月から
顔認証マイナンバーカードが
作れます

暗証番号（パスワード）の設定や管理に不安のある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とした新たなマイナンバーカードを作ることができます。カードの追記欄に「顔認証」と記載することで、これまでのマイナンバーカードと区別できるようにします。

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・券面の顔写真や個人情報（氏名、生年月日、性別、住所）を用いた本人確認書類としての利用

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・そのほかのオンライン手続きなど

詳しくは町民課までお問い合わせください。